

水源の里連絡協議会（京都府綾部市）

「限界集落」から「水源の里」へ 行政と住民が一体となった集落再生の取り組み

水源の里連絡協議会
会長

さかい せいぎ
酒井 聖義



1. 綾部市の概要

綾部市は、京都府の中央北寄りに位置し、面積 347 平方キロメートル、人口 36,000 人の田園都市です。

市街地には 1 級河川の由良川が、東部地域にはその支流の上林川の清流が流れ、市域の 77 パーセントを山林が占めています。

また、舞鶴若狭自動車道と京都縦貫自動車道、JR 山陰線と舞鶴線が交差する交通の要衝地で、平成 26 年度末の舞鶴若狭自動車道と京都縦貫自動車道の全線開通により今後も交流拠点・物流拠点としての機能が一層高まるものと期待されています。

2. 活動開始の背景・経緯

高度経済成長期から現在まで、全国的な都市部への人口流出や少子化により山村の過疎・高齢化が進んできました。

綾部市も例外でなく人口は、昭和 25 年の市制施行以来、合併によるものを除き、減少し続けています。

近年、工業団地等による就労の場や市営住宅団地の分譲による居住の場の確保など、人口減少に歯止めをかける取り組みが進められてきましたが、市街地から離れた中山間地域では、依然として、過疎・高齢化が進み、地域コミュニティの存続が危ぶまれる集落が出てきました。いわゆる「限界集落」と呼ばれる集落です。

私たちは、「このままでは、集落が無くなってしまわないか」「何とかしなければ」との思いから行政にも実情を訴えていきました。

■水源の里を考える会

これを受けて、綾部市で、これらの地域の置かれている課題を把握するとともに解決策を検討・議論する場として平成 18 年 4 月に「水源の里を考える会」が設置されました。考える会は、当時の市長を座長として、対象集落の代表者や有識者などの委

員で構成され、現地調査、意識調査、先進地視察を交えながら、検討を重ね、その結果を報告書に取りまとめました。

当初、私たち集落の代表者は、「後継者が帰ってくる見込みがない」「サル、シカ、イノシシの農作物の被害があとを絶えず営農意欲がわからない」など全体としては悲観的な意見を出していました。

しかし、考える会で検討を重ね、同様の課題を抱える地域の視察をし、議論する中で、「遅いかもしいないが、もう一度頑張ってみよう」「地域で、UI ターンや地域の農産物の加工や販売を検討してみよう」といった前向きな考えに変化してきました。

考える会での地域課題としては、各集落とも市街地から遠く離れているため、「携帯電話網や光通信網などの情報インフラ整備が遅れている」、「自治会の役員選出や地域行事などの運営が厳しい」、「空き家の増加」などの意見を出し、これらを踏まえて報告書を作成しました。



（水源の里を考える会 現地調査）

■水源の里条例の制定

水源の里を考える会の報告書を提出したことにより、綾部市は、水源の里条例の策定に向けて動いてくれました。

水源の里条例は、集落自体の存続が危ぶまれている集落を「限界集落」とは呼ばず、前向きな意味を持たせるため、「水源の里」と名付け、集落の豊かな自然とそこに住む人々が一体となって輝けるような集落再生を目指したものでした。

条例は平成 18 年 12 月に制定され

ましたが、施策の対象とする「水源の里集落」は、(1) 市役所から 25km 以上離れていること(2) 高齢者比率が 60%以上あること(3) 世帯数が 20 戸未満であること(4) 自治会が水源地域に位置していること、の条件を満たしたものとなりました。

■4つの振興目標

これにより、栃、大唐内、市茅野、古屋、市志の 5 つの集落が水源の里集落となったのです。

条例では、水源の里集落の振興を図るため、(1) 定住対策の促進、(2) 都市との交流の促進、(3) 地域産業の開発と育成、(4) 地域の暮らしの向上の 4 つの振興目標を定め、取り組みを進めるという内容でした。私たち、5 つの集落は、この目標に沿って集落の再生・振興を目指すこととなりました。

3. 水源の里連絡協議会の設置と活動

条例の施行と同時に私たちは、5 つの集落の住民たちが連携して活動していくための組織として、水源の里連絡協議会を設置しました。この組織は、各水源の里集落の活動を取りまとめ、行政と住民が一体となって、活動するための推進母体と位置付けています。

私たち、5 つの水源の里集落は、この組織を通じて、行政からの財政的、人的な支援を受けの中で、条例に定める振興目標に沿った活動を行ってきました。



（水源の里連絡協議会 発足式）

■水源の里・老富

5つの水源の里集落のうち、栃、大唐内、市茅野の3つの集落は、お互い隣接していて、老富町というところにあるため、老富集落として活動しています。条例制定を契機に、集落内の小学校の分校跡地に建てた老富集会所を改修し、「水源の里・老富会館」として綾部市が整備を行いました。言わば老富集落のシンボルとなる施設であり、ここを拠点に集落の活動を行っています。

特産品として、とち餅やとちの実入りクッキーなどを老富会館で製造。また、都市との交流の面では、府道1号線を通行する観光客を対象に、栃の里「峠」直売所を毎月第1土曜日・日曜日に開設しています。さらに7月・8月には若狭方面へ行く海水浴客をターゲットに水源の里無料休憩所も設けています。ここでは、水源の里老富で製造したとち餅やクッキー、地元で採れた新鮮野菜などを販売しているほか、季節によって、とち餅ぜんざい、ソーメンなども提供しています。



(水源の里・老富 栃の里「峠」直売所)

■水源の里・古屋

水源の里・古屋は、5戸6人の小さな集落です。60歳半ばの男性の自治会長のほかには、すべて80歳代の女性です。

協議会設立を契機として、小さな集落ですが、度重なる話し合いを行いました。古屋集落の奥の山には、栃の木が群生しています。これを生かそうと、栃の実を使った特産品開発をすることとなりました。80歳代の女性が、特産品づくりに挑戦し、「とちの実おかき」、「とちの実あられ」を製品化しました。

また、都市との交流の面では、集落でいろんな作業をするうえで人手が不足しているため、京都府の「ふるさとボランティア」の制度を活用しました。この地区外からのボランティアに、雪かき作業や道普請(み

ちぶしん)、とちの実拾いや鹿よけネットの設置作業などを手伝ってもらってきました。

このことが発展して、ボランティアの中から、自主的に古屋集落を応援しようとする組織「古屋でがんばろう会」が設立され、都市住民と私たち住民が良好な形で活動を続けています。



(水源の里・古屋とちの実
おかき(左) あられ(右))

■水源の里・市志

水源の里・市志は、以前からフキの栽培がさかんでした。山ブキ栽培の適地であることの利点を生かそうと協議会設立を契機として、ふきのとう狩りツアー、フキ収穫ツアーを実施して、都市住民との交流を積極的に行ってきました。これを更に発展させて、フキオーナー制度を創設しました。フキのオーナー園は、27区画あり、年間利用料は5,000円/1区画です。通常管理はオーナーが行い、収穫も自由に行えます。水源の里・市志では、年3回のオーナーとの交流会を開催しています。

その他に、昔ながらの「稲木干し」のある里山風景を取り戻そうと、都市住民を対象としたボランティアを募り、田植え、稲刈りを実施。都市との交流に力を入れています。



(水源の里・市志 フキオーナー園)

■定住促進

条例に掲げられた振興目標のうち、定住促進の面での取り組みを紹介します。

条例施行前(平成18年4月)の高齢者比率は、老富、古屋、市志全体

で、77.9%でした。これが、条例施行後5年が経過した時点(平成24年4月)では、68.2%まで改善しました。

水源の里集落への定住者は、5年間で9世帯25人となりました。これは、条例施行後、綾部市に定住促進住宅を2棟建設してもらったことや住宅整備補助金や定住支援給付金により定住を誘導してきたこと、また、全市的な定住施策として、定住サポート総合窓口を設けるなどの定住促進施策に力を入れてきたことが大きいと考えています。



(定住促進住宅)

4. 課題と展望

私たちは、水源の里条例ができて、行政の支援を受ける中で、「こうして頑張っている今が一番幸せ」と思えるくらい、イキイキと活動を行うことができました。

しかし、一方で課題もあります。水源の里集落は、依然として小規模で、かつ、高齢者比率が高い状況にあります。これは、集落内で主体的に活動する者の絶対数が足りないことを意味しています。私たちは、1歳ずつ年を重ねていきますので、いつまでもこのままの状態では活動していくことにはならないのです。今後、持続して、集落の活動を行うためには、更にU・Iターン者を受け入れて、集落内で主体的に活動してもらえる者の数を増やしていきたいと考えています。

■水源の里事業第2ステージへ

水源の里条例は、平成19年度から平成23年度までの5年間の時限条例でしたが、この間の私たちの取り組みを評価して頂き、綾部市で対象集落を拡大するなどの条例改正が行われ、更に5年間期限が延長されました。水源の里事業は、第2ステージへ入り、現在、12の集落が活動しています。今後も活動の輪がますます広がることを期待しています。